

第1回山梨県報酬等審議会 会議録

- 1 日 時 平成22年10月25日(月) 午前9時 ~ 午前11時30分
- 2 場 所 県庁本館2階 特別会議室
- 3 出席者(敬称略)
(委員) 飯窪 さかえ、今井 進、佐野 久子、鈴木 郁子、内藤 悦次、日高 昭夫
廣瀬 久信、渡辺 一彦(五十音順)
(山梨県) 知事、総務部長、総務部次長(人事課長)、総務部企画調整主幹(人事課総括課長補佐)、
人事課給与担当(2名)
- 4 傍聴者等の数 8人
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 委員の委嘱
 - (3) 会長互選
 - (4) 諮問・知事あいさつ
 - (5) 審議
 - (6) 閉会
- 6 議題
 - (1) 特別職の報酬等の改定の必要性(公開)
 - (2) 行政委員の報酬の在り方(公開)
- 7 議事の概要

知事から各委員に委嘱状が交付され、委員の互選により、会長には日高 昭夫氏が選任された。
冒頭に、総務部長から、県の財政状況について、また人事課長から、特別職の報酬等の現状について、
資料に基づき、説明を行った。

(会長)

今、御説明いただいた中で、御質問や確認したいことがございましたら、御意見をお願いします。

(委員)

国の指定職とは、どういった方たちでしょうか。それから、期末手当の所で、役職加算と管理職加算とありますが、どのような加算の仕方をしているのですか。

(総務部長)

指定職というのは、国の本省で言いますと、いわゆる主幹課長以上です。主幹課長・審議官・部長・事務次官といった方たちが指定職ということになります。後段の御質問は、管理職加算等がどうやって決まっているのかという御質問でしょうか。

(委員)

役職加算と管理職加算の考え方がどう違うのか、そもそもこれらは、どういったものでしょうか。

(総務部長)

お答えが少し乱暴になるという前提で、お答えさせていただきますと、この役職加算と管理職加算と

ということについて、明確な考えやルールがある訳ではありません。正直に言って、合計した加算率をいくつにするのかということだけを考えていただいても良いと思います。どうして本県が、特殊な計算方法になっているのかについて、過去に遡って、いろいろ調べてみたのですが、実は平成初期の20年位前からこの計算方法であり、当時どういう議論や理由付けがあっただろうかといった方法になったのかは、今では全く分からない状況にあります。ただ、全国でも、多分山梨だけと言って良いほど、特殊な状況にあり、管理職加算が無いという県は、全国でも7県ほどでございますが、そのいずれも議員の支給月数を知事と同じにしているのが普通であります。ところが山梨県の場合には、管理職加算が無く、かつ、知事は支給月数が4.10月で、議員は3.10月という差を設けているので、恐らく全国でもかなり特殊で、知事には有利に働いて、議員には不利に働くという、極めて合理的な説明がし難い計算方法になっております。そういう点ではきちんとお答えできないというのは、大変申し訳ございませんが、こういった状況だということをお前提に、御検討をお願いします。

(委員)

今の関連でございますが、一般企業ですと、管理職手当というのはトップとか役員等には付かないものです。報酬と一本なのです。賞与を支給するときも、その一本の金額に対して何ヶ月をかけるという支給方法だと思います。これを見ると、管理職加算というものですか、いわゆる管理職手当というのは、他県ではどのような扱いなのでしょう。

(人事課長)

特別職につきまして、いわゆる管理職手当という考え方がございません。一般職の部長、課長クラスにつきましては、管理職手当という考え方はございますが、いわゆる特別職には、その制度はございません。

(委員)

山梨県はありませんが、その管理職加算というのが、他県では25%が付いています。そうすると、給料等に管理職手当が付いていないのに、期末手当にこの管理職加算が付くということは、我々には理解し難いです。それからもう一点、印象では、期末手当等の計算が難解です。民間に比べて、非常に分かりづらいという印象を持ちました。

(人事課長)

これは、基本的には、国の方の制度に準じた形で、地方公務員の給与制度が作られております。特別職の報酬等につきましても、国に準じた形で制度が作られているところがありますので、全国的に同じような形になるのは、こういった理由からだと考えております。

(総務部長)

国の方の指定職は、1に役職加算と管理職加算の2つを合わせた0.45を加え、これに3.10月をかけるという計算方法になっております。こういった点では、全国のほとんどが、1に役職加算0.20と管理職加算0.25を合わせた0.45を加え、これに3.10月をかけることになっているのは、ほぼ国に合わせているということだと思います。一方で、一般職の場合、この加算率というのは、管理職によって違います。私は部長ですので、一番高い加算率になりますが、これに、4.15月という支給月数をかけるという方法になります。一般職については、管理職・役職によって加算率が異なることは、一般的に民間でも割とあると思います。

(委員)

先ほどの、財政状況の説明に、給料等の減額措置がありました。給料のカットが、定常化していると言えます。今回検討する報酬等の額は、名目上のものであって、現実にはカット後の額になるということになります。そうすると、全国の状況と比較した順位づけは、ある意味では名前ばかりで現実ではもっと少ない額になっており、実はもっと順位は下になっているという見方をせざるを得ないという状況ですね。

(総務部長)

実際、例えば退職手当で言いますと、今の横内知事は、現任期の退職手当は受け取らないとしておりますが、全国を見ますと、給与カットというものは、退職手当も含めてかなりの県でやっています。選挙公約でカットする、受け取らないとしてカットしているところもあれば、職員の不祥事への責任でカットしているところもあり、あるいは財政状況が厳しいと言ってカットしているところもあり、この理由は様々でございますので、これを前提に議論を始めると本来あるべき給料等の水準が、なかなか議論がしづらくなると思います。

(委員)

もし、今回の報酬等審議会の答申に基づき、報酬等の改定があったとした場合でも、現実には給与カットを行っていただければ、答申はそのまま反映されないということもあるという考え方で良いのでしょうか。例えば、今回の答申による改定によって、給料を10%引き下げますとなった時に、すでに給与カットがある状況であれば、実質的に我々の意見は反映されないのですね。

(総務部長)

元の給料の額を改定して、改めて給与カットの10%をかけ直すということはあると思います。

(委員)

一般企業のものとは、やはり対照としていくのは難しいと思います。一般企業は、景気が悪く収益が少ない場合、職員の給与をととも上げる場合ではありません。結局、期末手当を下げる等といった処置をしなければ、会社が潰れてしまう話にもなりかねず、給与を引き下げることにも職員は理解してくれる訳です。この世の中の空気や景気が悪い状況では、我々に諮問を受けても、なかなか給料等を上げるのは良いですとは言いがたいという面があります。会長さんを中心にこの諮問に対して答申をしなければならぬ訳ですから、ある程度は、県の方で基本的な考え方を作っていただかないと、審議会だけでまとめるのは非常に難しい感じがいたします。

(委員)

平成8年の時の報酬等審議会では、役職加算等特別なものは抜きにしても、検討の方向性として原点にあったのは、人口が類似している県や全国平均がどのようになっているかということのようでした。その頃は、まだ財政も安定していた時期ですから良かったのですが、現在の県の行財政の環境もお聞きしたりして、厳しい財政状況にある中で、やはり全国レベルの水準がどこにあるかというよりも、いろいろな意味で、県民が納得できる基準というものを考える必要があります。期末手当の加算率も、どの県とも同じではなくても良いではないでしょうか。県民が納得いくような基準というものをきちんと決めて、県の財政も勘案しながら決めていくようにして欲しいと思います。その一方で、一番人口の多い東京都と山梨県の知事の給料には、大きな差が無いような気がします。そうすると、県民の一人としては、全国平均を一つの基準とするのも、納得できる場所でもあります。

(委員)

支給月数につきまして、全国で3.15月や3.10月等があります。その上ですと、3.35月、少し開いて4.10月ですね。全国的に同じような支給月数になってはいますが、何か根拠のようなものはありますか。

(総務部長)

国の指定職が3.10月、そして一方で、本県の一般職員については、4.15月ですので、その3.10月の指定職の方に近づけるか、一般職員の方に近づけるかという中で、その3.10月と4.15月の間の幅で、月数が決められている状況があると思います。

(会長)

ひとつおりの御発言をいただきました。諮問に、知事・副知事、議員の給料・報酬、期末手当、知事・副知事の退職手当について、改定が必要かどうかという事項がございますが、今までの御意見を伺っていると、やはり例えば期末手当の計算方法を簡素化するとか、人事委員会勧告に従った一般職の改定に合わせて、報酬等を今の状況にあった形にするとか、何らかの形で改定が必要であるということでしょうか。

(各委員)

異議なし

(会長)

そうすると、諮問事項の中に、改定の必要がある場合、報酬等の額、改定率の問題とか、様々なことをどう考えたらいいのかといったことがあります。一般職と特別職との間のバランスをどう考えるかという視点から見た時に、特別職は平成9年に改定してからこの14年間改定をしておりませんが、その間の一般職の給与改定率というのは、非常に景気が低迷しており、財政も非常に厳しい状況の中で減額してきており、平成22年にはマイナス0.38%ということがございます。平成9年から平成22年までの一般職の改定の連乗率はマイナス0.87%で、減額傾向にあります。平成9年までの改定の経緯を見ていくと、報酬等が上がっていた頃をみても、知事、副知事、それから議員の給料・報酬を、一般職の改定率と何らかの形でリンクさせていく傾向があり、知事・副知事等は、一般職の改定率よりは多少抑制する形としている様子です。それを踏襲するのであれば、一般職とのバランスをとっていいというのも、一つの考えではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

これを見ますと、平成9年から平成22年の間、一般職はマイナス傾向になっており、連乗率はマイナス0.87%となっています。そうすると、一般企業も同じですが、県の一般職の方も、関心というのは、特別職はそのまま良いのかということになると思います。何を基準に、改定するかということは非常に難しいですが、少なくとも、職員のものを基準に、今回は引き下げの方へ改定をすべきではないかと思います。

(会長)

職員のモチベーションということも踏まえて検討するということですね。また、給料の減額措置を行っていることから、実際の給料はもっとカットされるとしても、制度上として、ちゃんと水準を明らかにしていこうというのが、今回の開催の主旨であります。ここは、一般職とのバランスで、マイナス改定ということベースにして検討していくという方向性で良いでしょうか。

(委員)

一般職員の連乗率マイナス0.87%には、いろいろ仕組みがあると思います。同じ人が10数年間、ずっと減額ばかりということとは思えません。それぞれ、年数が経てば昇格し、給料は上がって行きます。例えば、単純にある人が、ずっと給料が下がって行くという処遇にはならないのです。そうすると、職員がある時点で、例えば30歳、40歳になった時に、昇格をしないで給料の水準が同じままになっているということではないので、一概に連乗率は使えないのではないかと思います。

(総務部長)

一般職員については昇任・昇格がありますので、個々の職員の手取り額を10年間で見ますと、通常の昇進をされている方では、昇任・昇格の分がベースの引き下げの分を補って上乘せする形で増えているのが普通ではないかと思います。個々人の手取りという点に着目していると、そういう形になっていると思います。ここにお示ししているのは、それぞれのポストの報酬というものについて、その水準がどうなっているのかということです。

(委員)

人事委員会勧告というのは、県ではどのように取り扱うのですか。

(総務部長)

人事委員会勧告については、労働基本権制約の代償措置ということで、県では数年来、基本的に完全実施ということにしております。人事委員会勧告自体は、春先から企業を調査いたしまして、それを元に公務員の給与水準が民間を上回っているのか下回っているのか、その較差は何パーセントあるのかを調べ、これを元に勧告をしています。調査対象に零細企業が対象に入っていないということは時々言われてはおりますが、ある程度事業所規模などを勘案しながら、それなりの小さい事業所も対象にして、給与水準についての勧告がなされているということだと思います。

(会長)

一般職の給与に関しては、人事委員会勧告などを踏まえて、最終的には知事が判断して今現在のこういった形になっています。この14年間、給料は減額傾向となっており、それをどう特別職に反映し、どういう率で減額していくのか、具体的な案を作っていく時の問題ではありますが、一般職の減額と連動させて、特別職の報酬のベースをカットする方向にすべきということについてはいかがでしょうか。特に御意見が無ければ、そのような方向でまとめさせていただきたいと思いますが。

(委員)

いままでの内容では、少なくとも現状維持、あるいは上げるという議論ではないと思います。

(会長)

もう一つは、報酬等のベースになっている金額を、一般職が抑制されているのだから下げていくという方向性は良いのではないかと思います。そもそもこのベース自体をどのようにするかということが厄介だと思います。先ほど、前回の審議会が開かれた時の話がありましたが、人口を基準とした場合に、どこの県と基準を合わせていくかということ、どのように考えたらいいかということがあります。もちろん、地方分権の時代ですから、比較などしなくても良いのではないかという考え方もあるかとも思います。県からの説明の中で、全国の中での山梨県のポジションを示していただきましたが、他県との比較という基準から見た場合には、改定していく際の方向性の中で明らかにしていかなければならない問題だと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

他県との比較と、もう一つは県の財政状況という問題があると思います。ただ、県の財政状況を考慮すると、まとまりがつかなくなると思います。資料にある山梨県の人口等を比較して、上下5県ずつ位を参考にするのが一番分かり易いのではないのでしょうか。

(委員)

企業でも自治体でも、競争して賃金を下げるような動きが加速しているのですが、本当に良いのかということが心配されます。デフレスパイラルをこれ以上助長するようなこと、減額ということが大きく取り扱われ、それが社会正義のように報じられる可能性があると思います。私は民間企業の賃金改定を見てきていますが、これは非常に分かり易いです。企業が儲かる、企業の存続、そういったものが判断基準になります。あるいは、労働組合の全体の相場があります。これは、基準として非常に分かりやすい。経済活動に支障がないようにして給与がプラスになるように、デフレスパイラルを何とか止めたいという気持ちがあるので、県の財政が苦しいことは承知しますが、むやみに下げるのには賛同できないと思っています。一般職員が連乗率でマイナスになっているということで、職員の給料が減ったと捉えて欲しくないと思っています。実際は、昇格等で給料はプラスになっていくことから、一人一人のライフサイクルの中では成長していったらいいし、そういうこと

にしていかないと、公務員賃金が来年の春闘の民間中小企業の指標になっていく可能性があるので、慎重にお願いしたいと思います。

(会長)

そうしますと、特別職について、人口類似県の比較というのは、一種の総括的な指針として見て良いのでしょうか。

(委員)

指針を何にするかはともかくとして、いたずらに減額をしていいものかということは慎重にすべきだと思っています。

(会長)

私も全く同じような心配は持っています。いろんな意味で公務員改革や公務員給与削減、給与カットという形で、ある種のデフレスパイラルが起きていて、心配される状況にあります。そういったことをどうするかということが、経済をどう立て直していくか、行政の再構築をどうしていくのかという非常に大きな課題の一つだと思います。しかし、ここで議論している特別職の報酬等の問題というのは、行政改革を最も先頭に立って、知事・副知事・議員が行っていく時に、自分たちの足下については不問ということは、政治的支持を得られないという状況が広く浸透していると思います。そういう意味ではなるべく基準が分かり易く、誰が見てもある程度納得できる制度を明確にしていく作業は、この審議会の任務だと思います。先ほどの心配とは次元の違う話で、リーダーである役職の人たちのスタンスを、現状の環境変化の中でどのように反映させていくのかということです。客観的な基準を明示していく作業はやっておく必要があるのではないかと思います。

(委員)

基準として検討した結果、減額になったということでは良いと思います。

(会長)

自治体は規模の違いがありますので、規模を想定した範囲で、どういうポジショニングを考えていくのかというのは、基準としては分かり易く、県民の皆様にも御理解もいただけるような考え方だと思います。そういう意味では、先ほどの御発言にもあり、県の資料にもありますが、人口規模を基準にした、類似した人口規模の中で相関性のようなものを打ち出していこうということはいかがでしょうか。

(委員)

人口も基本にはなると思います。この特別職報酬等審議会の結論が11月になって3回目位の会議に結論を出して、知事に答申をいたします。知事が、我々が審議したことを活かすには、県議会に話さなければなりません。県議会で決めていただかないと生きてきません。どのようにするかということです。先ほど意見にありましたが、やたらと下げることばかりが能ではありません。議会で審議されますと、我々が審議したことが県民に分かる訳です。県民の納得がいくような審議会の答申を出していかないと、議会も通らないでしょう。

(委員)

他県でどのように見直しをして、我々と同じようなレベルの県ではどのような検討をしているかという情報は掴んでいますか。

(人事課長)

先ほど、既に30都府県ほど見直しをしているという御説明をさせていただきましたが、平成16年以降に見直しをされた県が27県ほどございます。いずれもマイナスの改定でございました。

(委員)

全国的にマイナス指向になっていても、どのように減額すれば、県民が納得するかということが難しいですね。全部の特別職を減額するのではなく、ある程度の見直しをどこに当てるかということも必要ではないでしょうか。議員の中でも、行財政改革的な面での動向として報酬等を少なくしていこうという考えがあるのではないのでしょうか。また、地域の27市町村の様子を見ると人数は減らず、報酬も全部マイナス指向です。そういう面からいうと、県もある程度の減額をしていく必要性は県民も思っていることですから、納得いただけると思います。ただ、知事とか副知事とか项目的にどのような結論に持っていくかということは、なお難しいと思います。我々がそれを決めるということは大変なことです。

(会長)

その辺の具体的な基準となる考え方をこの中で示していきましますし、具体的な最終決定は知事がまとめていく条例案であったり、議会で決めていくことですので、私たちは基本的考え方として、こういうことが分かり易いのではないかと、答申としてお示しすれば良いかなと思います。そういう意味では、知事・副知事・議員の給料・報酬月額の全国対比で考えていくと、現状の月額は、平均的という感じですよ。例えば、知事の給料が126万円というのは、人口規模が類似する県で見ると、大体このようなラインではないかと。ただし、先ほどの一般職との給与水準との問題で、少しベースのダウンを考えていく必要があるにしても、全国ベースでいくと大体このような感じではないかと思えます。

問題なのは、参考意見を求められていますが、知事・副知事の期末手当です。支給月数が4.10月ということで、それが影響して、人口類似県で見ますと大分上の方にいっており、知事16位、副知事17位となっています。期末手当の支給月数や加算率をどう考えていくのか、ごく平均的な考え方にするのか、人口類似県と同じような考え方を採るのかということです。同じようなことが、議長・副議長・議員の期末手当についても、そのような考え方にする必要があるのかどうかです。これは、先ほど総務部長の話にもありましたように、知事と議員は違う基準が適用されているらしいということです。これは少々説明がつかないのです。自治法上、知事と議会というのは車の両輪というか、二元代表で対等な関係にある訳ですが、期末手当の支給に違う考え方が採られていることについて、どう考えていくのか、何かきちんとした説明ができるような制度にしておく必要があるのではないかと、同様に、知事・副知事の退職手当も、期末手当ほどではありませんが、やや高めになっています。そのために、トータルな任期中4年間の支給額で見ると、知事・副知事・議員の間でばらつきが見られます。考え方を揃えるということをやってみてはどうかと思います。そうしますと、結果としては、例えば、人口類似県の平均とし、期末手当の加算率や支給月数、退職手当の支給率を平均的なもので考えていくとすると、知事・副知事のトータルな支給額は下がり、逆に議員は上がってしまいます。結果としては、そうなるかもしれませんが、それが県民に対して同じような考え方で基準を作りましましたといった方が最も分かり易いと思います。実際、その後、どのようにされるかは、議会の御判断だろうと思います。

(総務部長)

御答申なり、御意見をいただいて、条例化の段階では、議員部分についてはそれを元に議会で御検討いただくという作業がその後に出てきます。実際は、完全実施するのか、一部を凍結のようなことをするのか、あるいは経過措置の形で実施時期を後にするというような調整を行うのか、政策的・政治的な判断というものが出てくるとは思います。

(会長)

特に大きな議論がなければ、そのような方向でまとめさせていただければと思います。審議事項が多岐にわたりますが、今までは知事・副知事・議員の報酬についてです。次の議題で

は、意見を求められている事項の第2でございますが、教育長・代表監査委員・公営企業管理者の給料等について、説明をお願いします。

【人事課長から、資料に基づき説明を行った。】

(会長)

教育長、代表監査委員、それから比較が難しいですが公営企業管理者について、このような実態であるということでございます。これまで、知事・副知事・議員たち特別職についての議論、大体のルールについて方向性を議論してきましたが、そういう延長線上で考えていくことでよろしいでしょうか。それとも他に特殊な要因を考えるべきでしょうか。

(委員)

職務内容ですかね。

(会長)

知事・副知事は包括的な職ですが、この三者はそれぞれの行政分野の教育行政だったり監査だったり、ある種限定された部分の方ですが、基本的な考え方は同じような考え方を踏襲することで良いのかなと思います。その方が一貫性もあり、非常にシンプルです。そのような方向で進めさせていただきたいと思います。そうすると、結果としては、給料に関して言うと、人口類似県と比べ代表監査委員はかなり高いということになりますので、人口類似県の水準で改定を検討していく必要があります。期末手当、退職手当も、先ほどと同じような考え方で進めていくということでもよろしいでしょうか。

(各委員)

それで良いと思います。

(委員)

参考までに聞きたいのですが、当然この方たちは常勤ですよ。

(総務部長)

いずれもそうです。

(委員)

仕事の内容はどうでしょうか。給料を見ると、常勤であり、これらの方々の間に、それほど給料の高い安いはありません。仕事の内容で大きい格差はあるのでしょうか。

(総務部長)

内容に格差といいますか、それぞれ責任ある立場にあります。

(委員)

代表監査委員は、山梨県は全国的に給料が高いとのことですが。

(総務部長)

少なくとも、代表監査委員の業務内容が他県に比べて異なるということは無いです。全国的にも平均的な業務内容だと思います。公営企業管理者は、他県との比較が若干難しく、本県の場合は電気事業や温泉事業ですが、他県で一番多いのは病院です。その場合、医師が公営企業管理者の場合が多いので、水準が高くなるので比較の対象にはなりません。その上で、本県のように電気事業をしている公営企業が、全国であまりある訳ではありませんので、公営企業に関して言うと、

先ほどお話ししましたが、比較が難しく、単純ではないと思います。ただ、教育長や代表監査委員については、どこの県も似た仕事をしていただいていると思います。

(会長)

それでは、次に意見を求める事項の3番目でございますが、行政委員の報酬の在り方について意見をいただきたいということでございます。まず、それについて、説明をお願いします。

【人事課長から、行政委員の報酬について資料に基づき説明を行った。】

(日高会長)

行政委員会というのは、知事と並んで執行機関を担う合議制の機関であり、その報酬の在り方を巡って、非常に社会的関心を集めているところです。法的根拠や他県の状況、本県の実態などについて、説明をいただきましたが、先ほどの報酬等の議論と若干違うのは、報酬の水準そのものをどうするのか、他県とどのように揃えるのかという以前の問題として、そもそも月額制が相応しいのか、日額制にすべきではないかという論点があります。主に、ここでは月額制や日額制についての考え方を中心に御意見をお伺いしたいと思います。

(委員)

なぜ、月額制であったものが違法であると判断されたのか理由をお聞きしたいです。もう一つ、日額制であっても月額制であっても、報酬額をどのように決めているのか、何の委員であっても委員会に出る時の仕事量は同じですから、なぜ額が違うのかお聞きしたいと思います。

(総務部長)

まず、どうして月額が違法とされたかというのは、これは常勤ではないという判断です。月額として報酬を定めるのは、常勤の委員かどうかということですが、勤務日数があまりに少なく、これは常勤ではなくて非常勤という扱いをするべきだということです。基本的には非常勤というのは日額で、常勤であれば月額制でという報酬が基本になると思います。一定の見方をいたしますと、大阪高等裁判所の判決ですと、4.7日というのはほぼ5日ですので、1週間で考えますと月曜日から金曜日までの5日ですので、1ヶ月で1週間程度の勤務がある、これが月額の範囲として認められておりますが、2.8日というほぼ3日については常勤とは認めがたいという判断だったと思います。もう一点の日額とした場合の報酬ですが、これは色々な考え方がありえますが、全国的に一つの基準とされているのは、国の非常勤の委員の日額報酬が、若干改定されている可能性はありますが、3万5千、6千円位だったと思います。恐らくこれを基準にして日額化した県はその額なり、あるいはそれよりも場合によっては高い額位で日額を定めているということだと思えます。本県の場合、収用委員会と内水面漁場管理委員会は日額の額を1万1千円なり1万2千円と定めているのですが、これはかなり大昔からこの額で定めていて、どうしてこの額かというのははっきりいたしません。勤務日数を見ていただいても、月当たり何日というよりは年に1日とか年に4日というレベルですので、他の委員を仮に日額化とした場合に、この額を基準にするかは分けて考えても良いのかなという感じはしております。

(会長)

私たちも一時的に審議会の委員になると、非常勤特別職の公務員になります。それと、この行政委員というのは、事務の内容とか質とかどういう違いがあるのか教えていただけますか。

(総務部長)

各委員によってまちまちだということで、委員長は議会にも本会議の時は一日中御出席いただいて、特に教育委員長は答弁も頻繁にされるという状況ですので、そういう点では委員長と委員という意味でもかなり差はあると思えますし、こうした特定の事項について諮問をされている審議会と

は、また違った責任なり役割というものはある状況とは思いますが。

(会長)

委員会で執行機関としての決定権とか処分権を持っている訳ですね。

(総務部長)

そうですね、一定のものは持っています。

(委員)

月額報酬の全体の金額といっても大きな金額になりますね。委員さんの数で報酬を支給することとなると、全体で6～7千万円近いお金が毎月出る訳ですね。

内容をもっと検討して、常勤のところは良いと思いますが、1月に3日とか4日くらいしか出ないところに月額というのは、検討や見直しも必要なのかなという感じはします。

(委員)

どこからどこまでが日額で、どこからどこまでが月額という区切りも必要ですが、今日の審議会では報酬の額を主に審議する訳ですので、月額で15万円もらっていた人が月に3回しか出ないからといって、それを3で割って1回5万円であれば、同じことですね。だから額が問題だと、私は思います。

(総務部長)

趣旨から言って、月額から日額にした場合に、勤務実態からいって月額時の報酬を上回るというのは理解を得られない話だと思いますので、当然、今の月額報酬を見ながら、先ほど申し上げました国の日額の報酬額や他県の状況を参考に、個々の行政委員会ごとに額を定めるということにはなってくると思います。

(会長)

一つ伺いたいのは、会議が開かれていなくて関連した業務、例えば準備なども含んだ、事実上これに専念する日数が分かるのでしょうか。もう一つは、月額で報酬を支払っているのが大半ですけども、その場合、審議会でもそうですが、たまたま用があって出席できない場合があると思います。欠席した場合に、報酬の取扱いは現状ではどのようになっているのか、その辺りが分かりませんので、分かるのであればお話しいただきたいし、調査が必要であれば次回に、都合の実態、業務の内容がもう少しわかるような資料があれば、もう少しつつこんだ判断ができると思います。

(人事課長)

平成21年度の状況等について調査をしておりますので、次回提示させていただきたいと思えます。ただ、言えますのは、これは基本的に会議やイベント的なものに出席した日数をベースに算出しておりますが、おっしゃるとおり行政委員の皆様は自宅で資料を読み込むといったような業務があるのではないかと思います。ただ、それを客観的に証明する方法が無いものですから、どこまでそれを見込むかは難しい問題かと思えます。また、出欠状況も併せて調べまして提示させていただきます。恐らく月額報酬となっていれば、仮に欠席という場合であってもそれは支払われていると思えます。もともと、行政委員の数そのものが非常に少ない人数ですので、会議の定足数を確保するという意味では、例えば二人欠席してしまうと成立し得ないという状況が出てしまうことがあろうかと思えますので、出席率そのものは非常に高いのではないかと考えています。

(会長)

例えば、労働委員会は人数が多いではないですか。そうすると、そういうことが一番起こりうるのではないのでしょうか。

(人事課長)

起こりうるかもしれません。調べまして、次回報告させていただきます。

(会長)

そうしますと、今、具体的に御意見いただくよりも、もう少し資料をそろえていただいた上で判断して、あるいはその間に色々とお考えていただいて、時間を置いて議論をするということでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

そのようにさせていただきますので、次回、もう少し資料をいただいてから、実態がわかるような形で議論ができるようお願いしたいと思います。

(会長)

それでは、今後の審議のスケジュールについてです。

(人事課長)

スケジュールにつきましては、非常にタイトな日程をお願いをしている中で、御都合の悪い委員の皆様ができるだけ少ない日程ということで、調整させていただきました。次回は11月1日午前9時30分からお願いたいと考えております。また、従前より答申文の取りまとめにつきましては、小委員会を設置いたしまして審議いただいておりますので、今回も同様でお願いできればと考えております。以上でございます。

(会長)

次回は11月1日9時30分からということで、よろしく願いたいと思います。会場はこちらでよろしいですね。それから小委員会ということですが、小委員会の内容については会長一任ということでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。御協力ありがとうございました。

以 上